

大田原市福祉タクシー 利用券交付

重度の障がい者が利用する福祉タクシー利用券の交付申請を受け付けます。必要な方は各申請窓口で申請してください。

なお、利用券には有効期限があり、期限を過ぎた利用券は使えなくなりますので、ご確認ください。

また、利用券を使えるのは1回の乗車につき1枚となり、基本料金(初乗り料金)を超過した運賃は自己負担となりますのでご注意ください。

●対象者

・身体障害者手帳所持者で等級が1級・2級の方

・療育手帳所持者で程度がA1・A2の方

・精神障害者保健福祉手帳所持者で等級が1級・2級の方

●申請窓口

・福祉課福祉支援係(市役所東別館)

・湯津上支所総合窓口課

・黒羽支所総合窓口課

●申請に必要な物

・身体障害者手帳

・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳

●利用できるタクシー会社

下表のとおり

タクシー会社	住所	電話番号
山和タクシー(有)	大田原市下石上1796-1	(29)3838
東野タクシー(株)	大田原市黒羽向町471	(54)1151
介護タクシーエンジェル	大田原市中野内1773-16	0120-294-770
塩原自動車(株)	那須塩原市永田町3-6	(22)2121
みんかん119	那須塩原市東三島6-337-104	0120-399-561
(有)関東福祉車輛	那須塩原市鍋掛1087-165	0287(62)9599
那須塩原福祉タクシー	那須塩原市東原214-5	0287(63)7744
オレンジ福祉タクシー	那須塩原市上中野143-5	0287(65)9001
福祉タクシーむとう	那須塩原市住吉町5-33	0287(63)1912
サクラタクシー	那須塩原市末広町64-62	0287(60)3636
クローバーケア	那須塩原市東三島6-396-2	0287(48)6688
国際福祉タクシー	那須町高久乙586-714	0287(78)6288

問い合わせ

福祉課福祉支援係

TEL (23)8921

湯津上支所総合窓口課

TEL (98)2112

黒羽支所市民福祉課
TEL (54)1113



国民年金

国民年金からのお知らせ

●年金のよくある質問にお答えします

Q. 20歳になったら年金手帳が送られてきました。どうすればよいですか。

A. 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、本人の意思にかかわらず、すべて国民年金の強制加入被保険者とされています。学生も平成3年4月から強制加入被保険者の対象とされ、20歳から国民年金に加入することになりました。

そこで、日本年金機構では、20歳になる人たちを対象に国民年金の届け出の案内をしています。日本年金機構から送付された届書に必要事項を記入の上、市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の届け出を行わなければなりません。

なお、届け出のない場合には、日本年金機構で年金手帳を作成して、納付案内書とともに本人あてに送付しています。

国民年金は、世代と世代の支え合いとして加入が義務づけられていますが、将来の年金権を確保するためにも届出を行う必要があります。20歳になって国民年金に加入し保険料を納めていないと、将来満額の年金が受けられない場合があります。

また、思わぬ事故や病気などにより、若くして障

害を負ってしまうようなケースもあります。国民年金の被保険者が、病気やけがなどで障害が残ってしまった場合、国民年金加入期間の3分の1を超える期間について保険料の未納があった場合には、障害基礎年金は支給されません。ただし経過措置があり、直近の1年間に免除や学生納付特例の期間を含め保険料の未納期間がなければよいことになっています。

保険料の未納期間があると、障害基礎年金を受けるために必要な資格が得られなくなります。事故に遭い、障害が残ってから保険料を納めても、障害基礎年金を受給する資格は発生しません。

年金手帳に記載されている基礎年金番号は、学校などを卒業した後、厚生年金保険や共済組合等が適用されている職場へ就職しても、一生涯使用する大切な年金番号です。就職の際には年金手帳の提示を求められます。

公的年金制度への加入は、20歳からスタートしています。ご自身の将来のためになることですので、保険料を納めていない期間が発生しないように保険料を納めてください。

■問い合わせ

大田原年金事務所
TEL (22)6311

市国保年金課国民年金係
TEL (23)8928